

# 参 考 資 料

令和2年5月臨時会

## 目 次

内 容		頁
議員提案第3号関係	寝屋川市議会委員会条例の一部改正	1

# 寝屋川市議会委員会条例

改正案	現行
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) <u>総務都市創造常任委員会 定数8人</u>  <u>経営企画部、総務部、市民サービス部 (市税の賦課及び徴収に関する事項に限る。)、2軸化事業本部、まちづくり推進部、都市基盤整備部、上下水道局、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会に属さない事項 (予算及び決算に関する事項を除く。)</u></p> <p>(2) <u>健康福祉常任委員会 定数8人</u>  <u>市民サービス部 (市税の賦課及び徴収に関する事項を除く。)、健康部及び福祉部の所管に属する事項 (予算及び決算に関する事項を除く。)</u></p> <p>(3) <u>文教生活常任委員会 定数8人</u>  <u>危機管理部、市民活動部、環境部、こども部及び教育委員会の所管に属する事項 (予算及び決算に関する事項を除く。)</u></p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) <u>総務都市創造常任委員会 定数8人</u>  <u>経営企画部、財務部、人・ふれあい部 (危機管理室に限る。)、総務部、まち政策部、まち建設部、上下水道局、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び議会事務局の所管に属する事項並びに他の常任委員会に属さない事項 (予算及び決算に関する事項を除く。)</u></p> <p>(2) <u>健康福祉常任委員会 定数8人</u>  <u>市民生活部、健康部、福祉部及び農業委員会の所管に属する事項 (予算及び決算に関する事項を除く。)</u></p> <p>(3) <u>文教生活常任委員会 定数8人</u>  <u>人・ふれあい部 (危機管理室を除く。)、環境部、こども部及び教育委員会の所管に属する事項 (予算及び決算に関する事項を除く。)</u></p>
<p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>